

## 人間工学グッドプラクティス賞 選考及び授与規程

### 第1条 (賞の目的)

人間工学グッドプラクティス賞(以下本賞)では、人間工学の研究成果を応用したものづくり、人間工学の研究成果を踏まえた社会活動における優れた業績を表彰することを通じ、人間工学とその研究成果を広く社会全般に普及させることを目的とする。

### 第2条 (表彰対象)

当該年に人間工学グッドプラクティスデータベース(以下G P D B)に登録された案件を表彰対象案件とする。

### 第3条 (賞の表記および通称)

1. 本賞は「人間工学G P 賞」と表記する場合がある。
2. 本賞の通称は「専門家100人が選んだ人間工学グッドプラクティス賞」または「専門家100人が選んだ人間工学G P 賞」に西暦の年を付与したものとする。

### 第4条 (賞の種別)

1. 表彰対象案件のうち、最も優れた案件1件を最優秀賞、優秀な案件5件以内を優秀賞、その他特に表彰すべき案件を特別賞として表彰する。
2. 最優秀賞、優秀賞、特別賞(以下、各賞)とも該当なしも可とする。
3. 特別賞には、表彰すべき案件の内容に即した名称を付与することも可とする。

### 第5条 (選考主体)

1. 本賞は、第1次と第2次の2段階で選考を行う。
2. 第1次選考の選考主体として、認定人間工学専門家の中から細則に定める方法に従って選定された委員で構成する第1次選考委員会を組織する。
3. 第2次選考の選考主体として、認定人間工学専門家と日本人間工学会理事の中から細則に定める方法に従って選定された委員若干名で構成する第2次選考委員会を組織する。
4. 表彰対象案件の応募者または推薦者は、第1次選考委員会、第2次選考委員会とも委員になることはできない。

### 第6条 (選考方法)

1. 第1次選考委員会は、本賞の目的を踏まえ、細則に定める選考基準に従い、表彰対象案件から受賞候補となる案件(以下受賞候補案件)を選考する。
2. 第2次選考委員会は、本賞の目的を踏まえ、細則に定める選考基準に従い、受賞候補案件から各賞を選考する。各賞とも該当する案件がない場合は、該当なしとする。
3. 選考委員会は選考理由とともに選考結果を理事会に諮り、各賞を決定する。

第7条 (賞の内容)

各賞に決定した案件の応募者に対し賞状及び細則に定める副賞を授与する。

第8条 (規程の修正)

本規程の追加, 修正については表彰委員会で審議し, 一般社団法人日本人間工学会理事会で決定する。

附則

1. 本規程は平成23年12月17日より施行する。

以上

## 人間工学グッドプラクティス賞 選考及び授与規程細則

### 第1条 (選考に係る組織)

1. 第1次選考委員会は、表彰対象案件の応募者または推薦者となっていない認定人間工学専門家の中から、無作為に選抜された100名程度の委員で構成する。
2. 第2次選考委員会は、表彰委員会委員長、表彰委員会副委員長、広報委員会委員長、人間工学専門家認定機構長、および認定人間工学専門家若干名と日本人間工学会の理事若干名で構成する。ただし受賞候補案件の応募者または推薦者となっている者が選考委員になることはできない。
3. 表彰手続きの取り扱いおよび選考結果の取りまとめは表彰委員会が担当する。

### 第2条 (選考の流れ)

1. 第1次選考は次の手順で行う。
  - (1) 表彰委員会が表彰対象案件の応募者または推薦者となっていない認定人間工学専門家の中から無作為に100名程度を選抜し、第1次選考委員に委嘱するとともに、人間工学専門家認定機構を通じてメールで第1次選考を依頼する。
  - (2) 依頼を受けた第1次選考委員はGPDBを参照しながら3条に定める評価基準に基づき、優れた案件を最大3件まで選びWebにより投票を行う。
  - (3) Webによる投票で最も得票数の高い10件程度を受賞候補案件とする。受賞候補案件の応募者には、2次選考に残った旨を通知し、任意で追加資料の提出を求められることができる。
2. 第2次選考は次の手順で行う。
  - (1) 第2次選考委員会の招集は表彰委員会委員長が行い、第2次選考委員の委嘱に当たっては、本学会理事長の承認を必要とする。
  - (2) 第2次選考委員会の委員長は表彰委員会委員長、幹事は表彰委員会副委員長が務める。ただし表彰委員会副委員長がいない場合、および表彰委員会委員長または表彰委員会副委員長、もしくはその両者が受賞候補案件の応募者または推薦者となっている場合は、この限りではない。
  - (3) 第2次選考委員会は第3条に定める評価基準に従って第1次審査で受賞候補案件となった案件から、第1次選考の結果、GPDBおよび追加資料等を参考に、最も優れた案件1つを最優秀賞、優秀な案件5件以内を優秀賞、その他特に表彰すべき案件数件を特別賞に選考する。各賞とも該当なしも可とする。
  - (4) 第2次選考委員会では特別賞に受賞案件の内容に即した名称を付与することもできる。
  - (5) 第2次選考委員会は選考理由とともに選考結果を理事会に諮り、受賞案件を決定する。
3. 第1回目の選考に限り、当該年までにGPDBに登録された案件すべてを表彰対象案

件とする。

### 第3条 (選考基準)

本賞の選考に際しては、人間とシステム・環境の適合性、人間の欲求する使いよさ、快適さ、安全性、効率性、有効性、ユニバーサルデザイン性など、人間工学的に優れている点と社会に対する貢献度またはその可能性を総合的に評価する。

### 第4条 (表彰および公表方法)

1. 定時社員総会において受賞案件の応募者に対し賞状及び副賞を授与する。
2. 受賞案件の応募者が定時社員総会に出席できない場合は、定時社員総会において紹介し、後日賞状及び副賞を送付する。
3. 副賞は、賞の種別、受賞年月日、受賞案件の名称ほかを記した楯とする。
4. 総会終了後、各賞を学会誌、学会ホームページ等を通じ受賞理由とともに公表する。また第2次選考委員会の委員名簿についても併せて公表する。

### 附則

1. 本細則は平成23年12月17日より施行する。